

特許・商標専門家のための意匠制度説明会

特許庁 審査第一部 意匠課



1 誤解 1 : 意匠権はあまり使われていない

2 誤解 2 : 意匠権は技術・機能とは無関係

3 誤解 3 : 意匠権はブランド保護には無関係

4 知っておきたい意匠制度のメリット

5 本講義の振り返り

意匠権について こんな風に思っていないですか？

意匠権は
あまり使われていない

意匠権は技術・機能
とは無関係

意匠権はブランド保護
には無関係

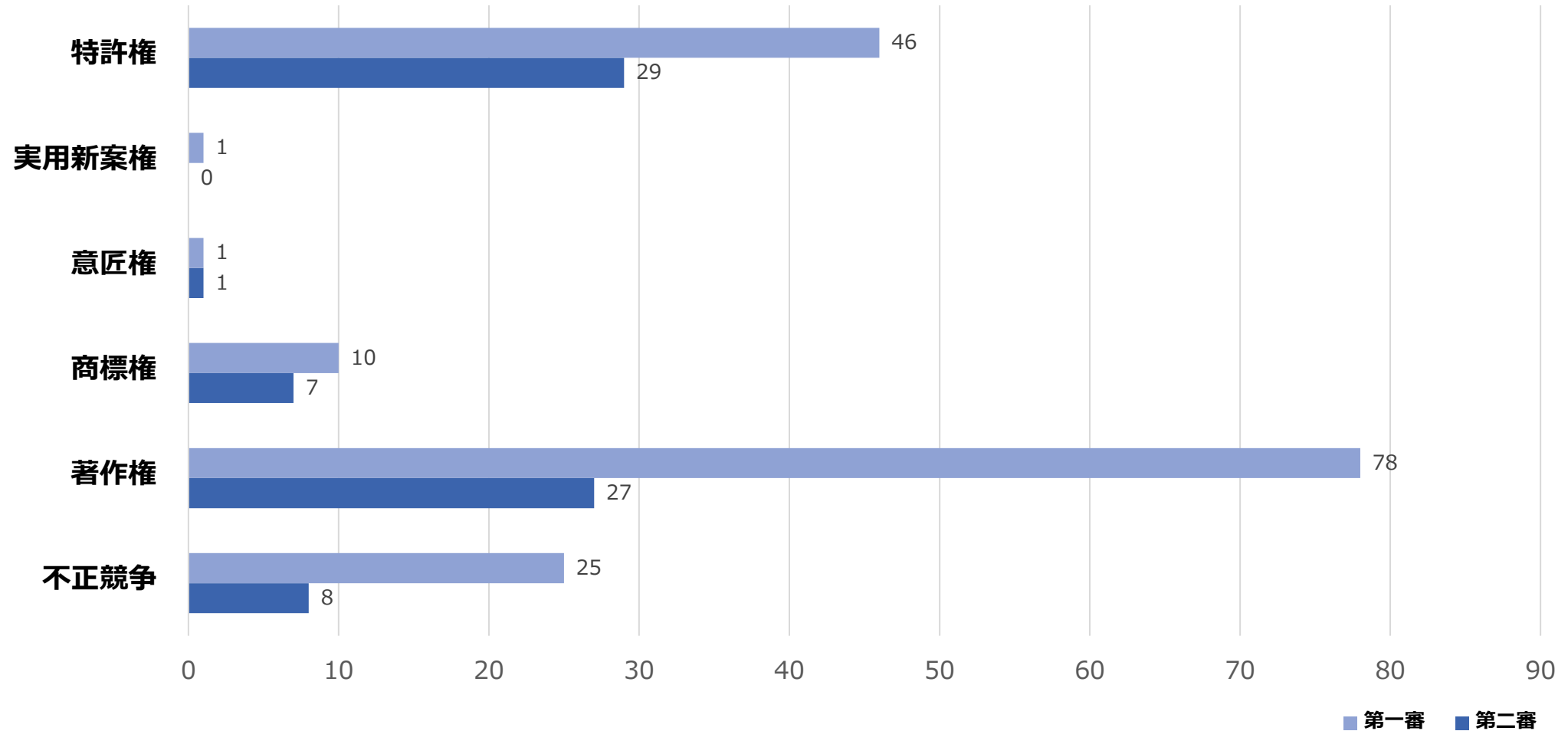
誤解 1 : 意匠権はあまり使われていない

意匠権行使の
ニュースを
聞いたことがない

それは意匠権が
使いにくいから？

誤解 1 「意匠権はあまり使われていない」

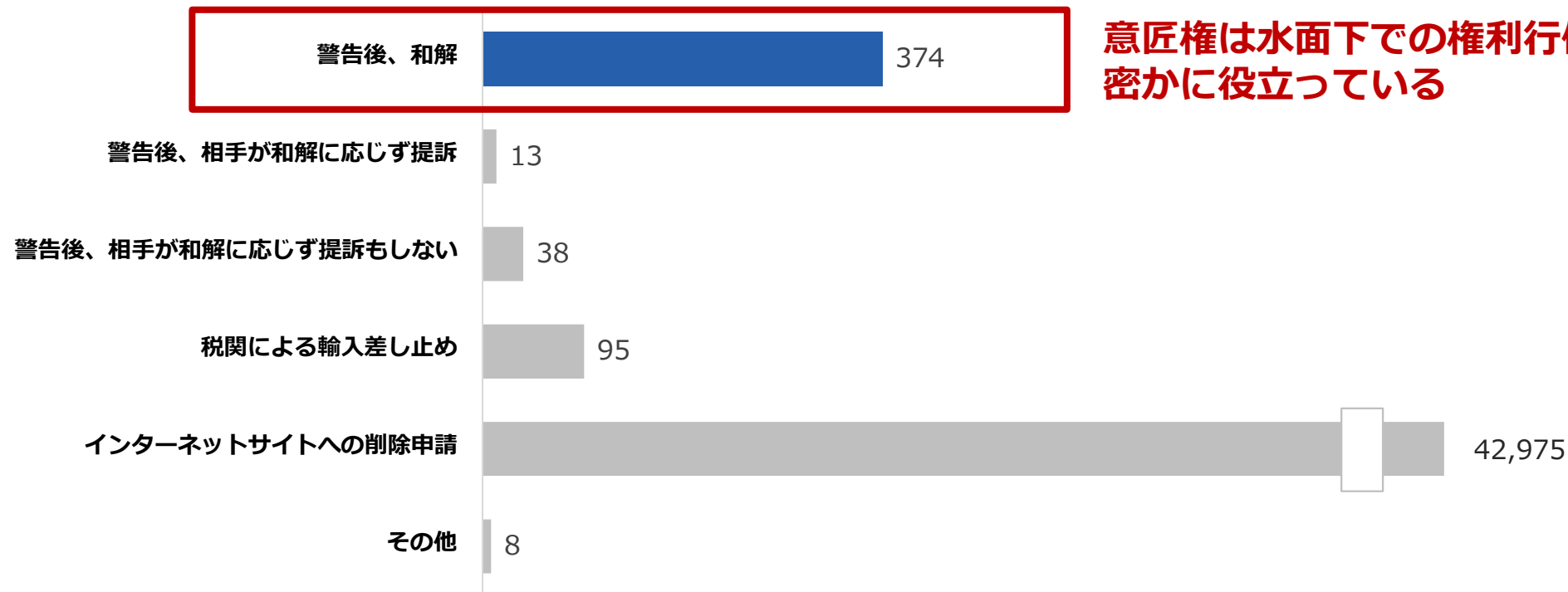
知的財産権民事訴訟の裁判例数（2024年）



誤解 1 「意匠権はあまり使われていない」

Q. 過去5年間で模倣品に対して権利行使をした件数は？ (N=970者)

※複数回答可



意匠権は水面下での権利行使が多く、密かに役立っている

- ・アンケート調査対象：国内企業など（大企業、中小企業、ベンチャー企業、大学、研究機関、デザイナー、外国に本拠地がある企業の日本法人など）2,142者に対して実施。回答率は45%弱
- ・令和3年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「意匠制度に対する認識及びその利活用のユーザーニーズに関する調査研究報告書」を基に作成

誤解1 「意匠権はあまり使われていない」

意匠権による模倣対策事例

スマートフォンケース／Vintage Revival Productions

- 出願後、模倣品が雑誌に掲載（発売から僅か半年）されたため、早期審査制度を利用して権利取得。その後、国内外で模倣品が発生。
- 自ら意匠権に基づく警告を行い、在庫廃棄などの対応を得た。

【斜視図】



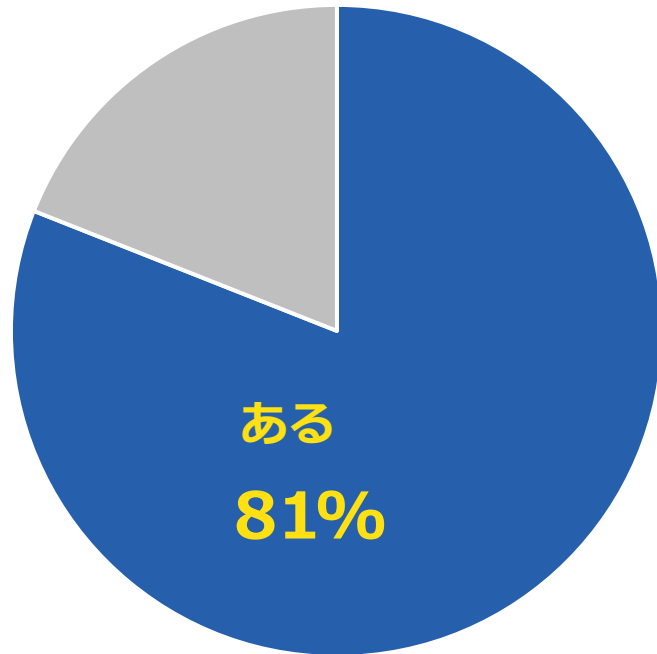
【展開背面図】



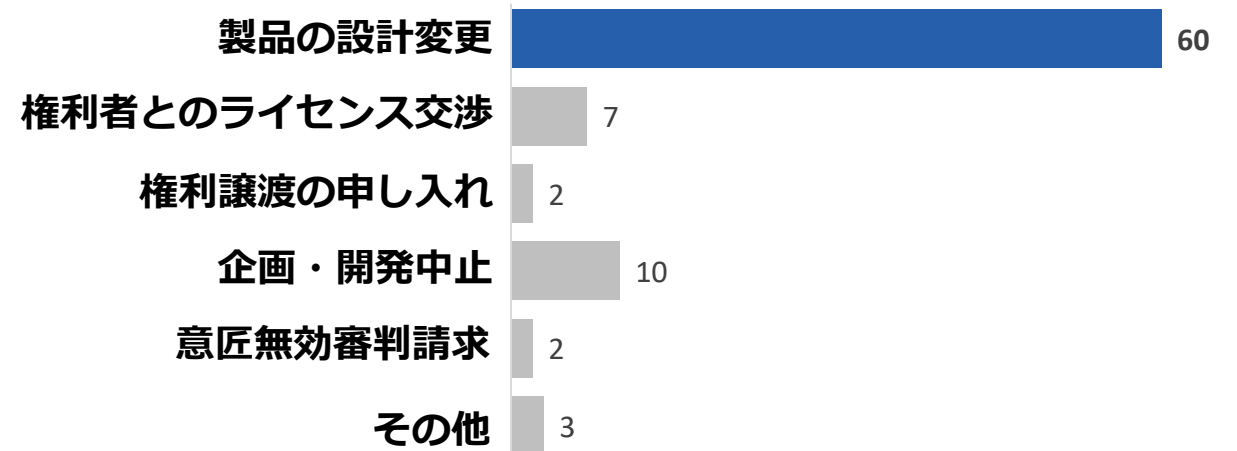
携帯電話ケース
意匠登録第1390650号

誤解 1 「意匠権はあまり使われていない」

Q.製品企画・開発上、調査時に発見した
他者の意匠権への対策が必要となったことがあるか？（N=62者）



その対策内容は？（者）



(出典)

[企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究]

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10322385/www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2010_13.pdf

を基に特許庁作成

誤解 1 「意匠権はあまり使われていない」

紛争が水面下で解決する場合も多く権利行使の実態が表面化しにくいが見えないところでも使われている！

**意匠権は水面下での
権利行使が多く
密かに役立っている**

**訴訟に至る前に
解決するケースが多く
安価にトラブル解決
可能**

誤解2：意匠権は技術・機能とは無関係

意匠はデザインを
保護する権利なので
技術とは関係ない

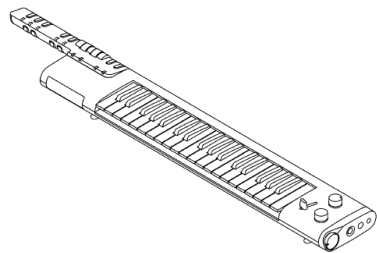
美しさを追求した
デザインでないと
保護できない

誤解2 「意匠権は技術・機能とは無関係」

GOOD DESIGN Best100 | グッドデザイン・ベスト100



ボーカロイドキーボード
ヤマハ株式会社



電子鍵盤楽器
意匠登録第1592067号

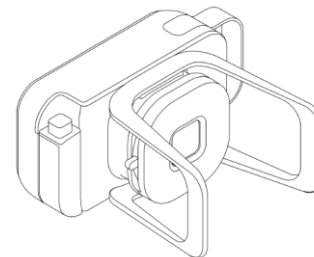
 GOOD DESIGN
AWARD 2018

※写真はグッドデザイン賞ウェブサイトから引用

GOOD DESIGN GOLD AWARD | グッドデザイン金賞



ポータブルX線撮影装置
富士フイルム株式会社

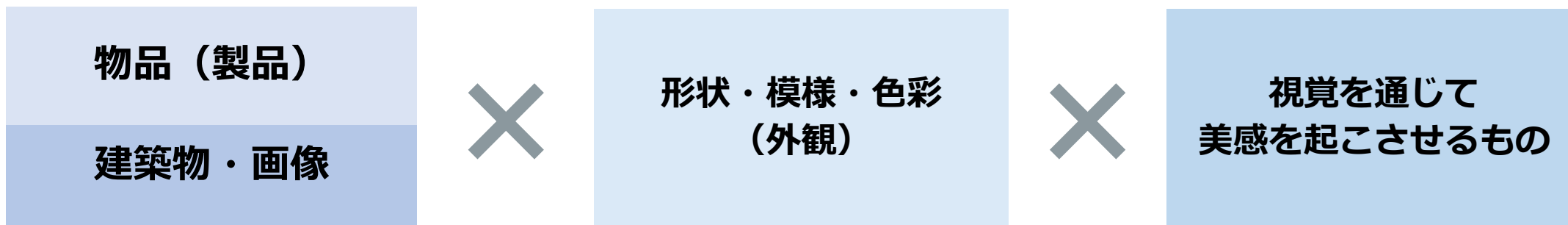


エックス線照射機
意匠登録第1631547号

誤解2 「意匠権は技術・機能とは無関係」

意匠法上の意匠とは

この法律で「意匠」とは、**物品**（物品の部分を含む。以下同じ。）の**形状**、**模様**若しくは**色彩**若しくはこれらの結合（以下「形状など」という。）、**建築物**（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状など又は**画像**・・・中略・・・であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。[意匠法2条1項]



**技術的特徴を有する形状の意匠や部品の意匠といった機能的な意匠も
意匠法の保護対象**

誤解2 「意匠権は技術・機能とは無関係」

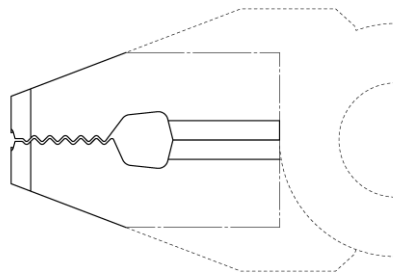
意匠登録事例

ペンチ 「ネジザウルス」 / 株式会社エンジニア

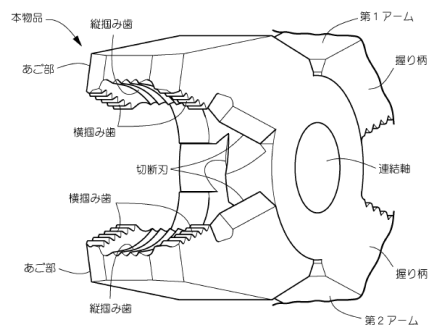
ネジザウルスRX



本社所在地：大阪府
設立年：1972年
主要事業：作業用工具
の製造販売



「ペンチ」の意匠（意匠登録第1521899号）
あご部について部分意匠を取得



- ペンチに似た外観の「ネジザウルス」は、頭がつぶれて通常のドライバーでは回せなくなったネジを外すことができるのが特徴。
- ネジザウルスの要である「タテ溝」と「ギア歯」といった機能的に重要な形状を意匠権で保護し、他者による模倣に対して効果的なけん制を図っている。

誤解2 「意匠権は技術・機能とは無関係」

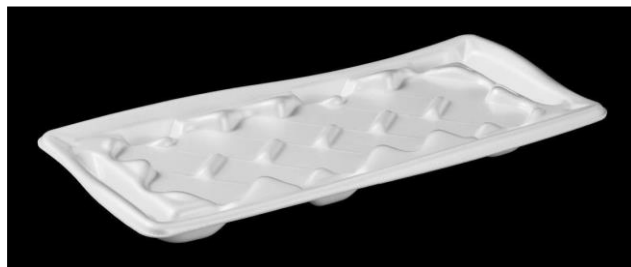
意匠登録事例

食品トレー容器 / 株式会社エフピコ

枠盛シリーズ



本社所在地：広島県
設立年：1962年
主要事業：ポリスチレンペーパー
などの合成樹脂製簡易食品容器の
製造・販売、関連包装資材などの
販売

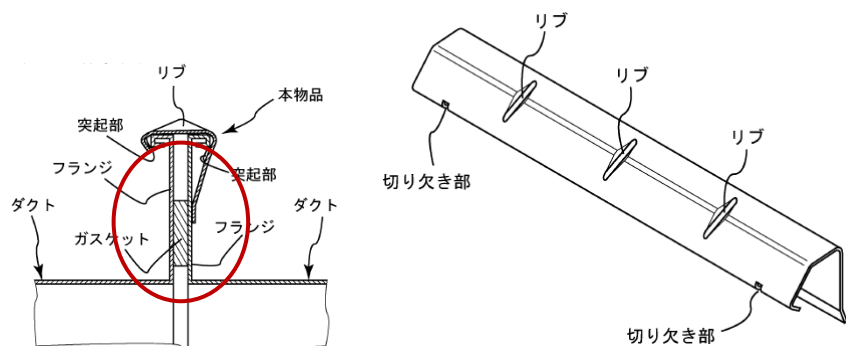


「包装用容器」の意匠
(意匠登録第1425038号)

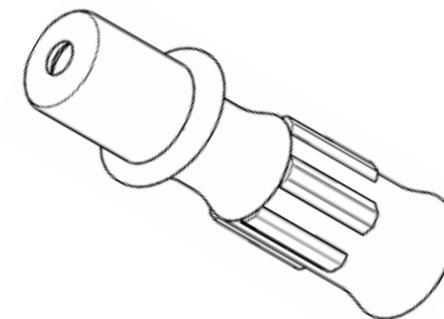
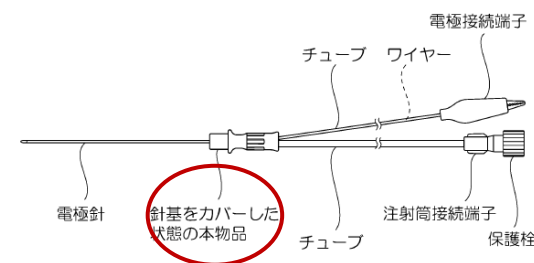
- 底面の凸部や枠の形状によって、誰でもきれいに盛り付けることができ、品出し時や持ち帰り時にもズレにくい機能を実現。
- 自社カタログには、意匠登録又は意匠登録出願中である旨を記載し、同業他社へのけん制や、オリジナリティをアピール。

誤解2 「意匠権は技術・機能とは無関係」

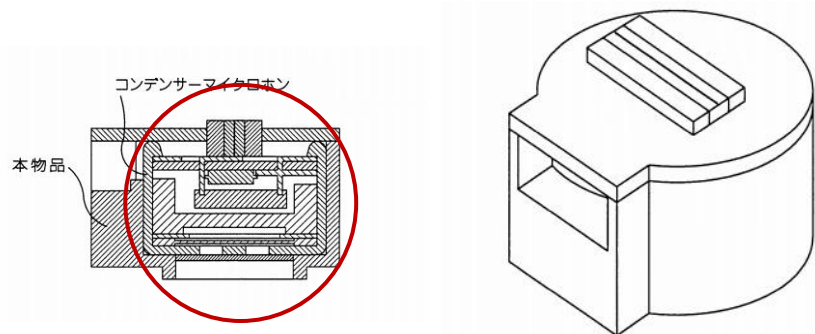
意匠登録事例



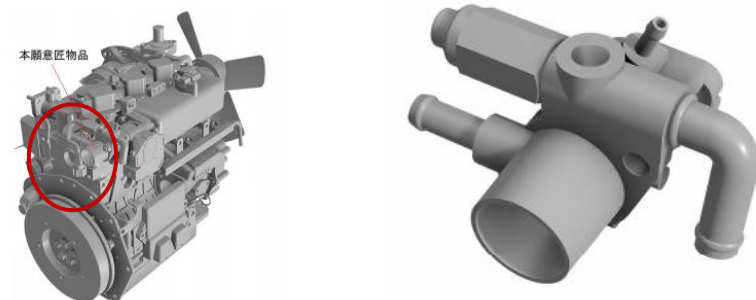
ダクト用接続クリップ
意匠登録第1626657号



医療穿刺器具用針基の保護具
意匠登録第1626998号



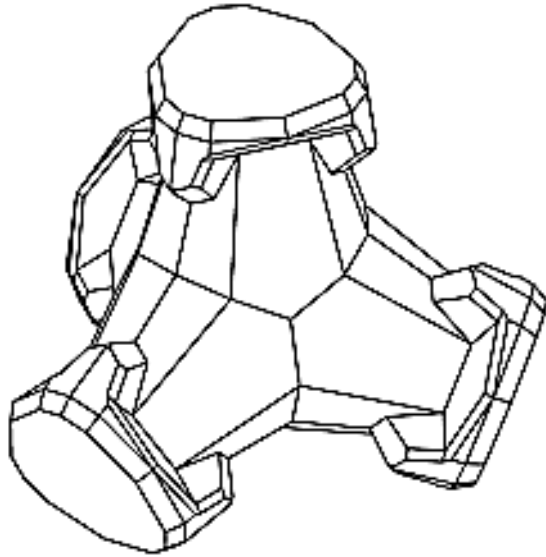
スルーホール及びコネクター付きマイクホルダー
意匠登録第1107835号



デュアルフューエルエンジン用ガスミキサー
意匠登録第1503575号

誤解2 「意匠権は技術・機能とは無関係」

意匠登録事例



消波ブロック
意匠登録第1393309号



自動車用リヤラダー
意匠登録第1645539号

技術的特徴を有する形状の意匠や部品の意匠といった 機能的な意匠も意匠法の保護対象！

意匠とは「物品などの
外観」であって
美しさを追求した
形状だけではない

意匠権は外観に特徴が
表れる「機能」と
密接に結びついた形状
も保護できる

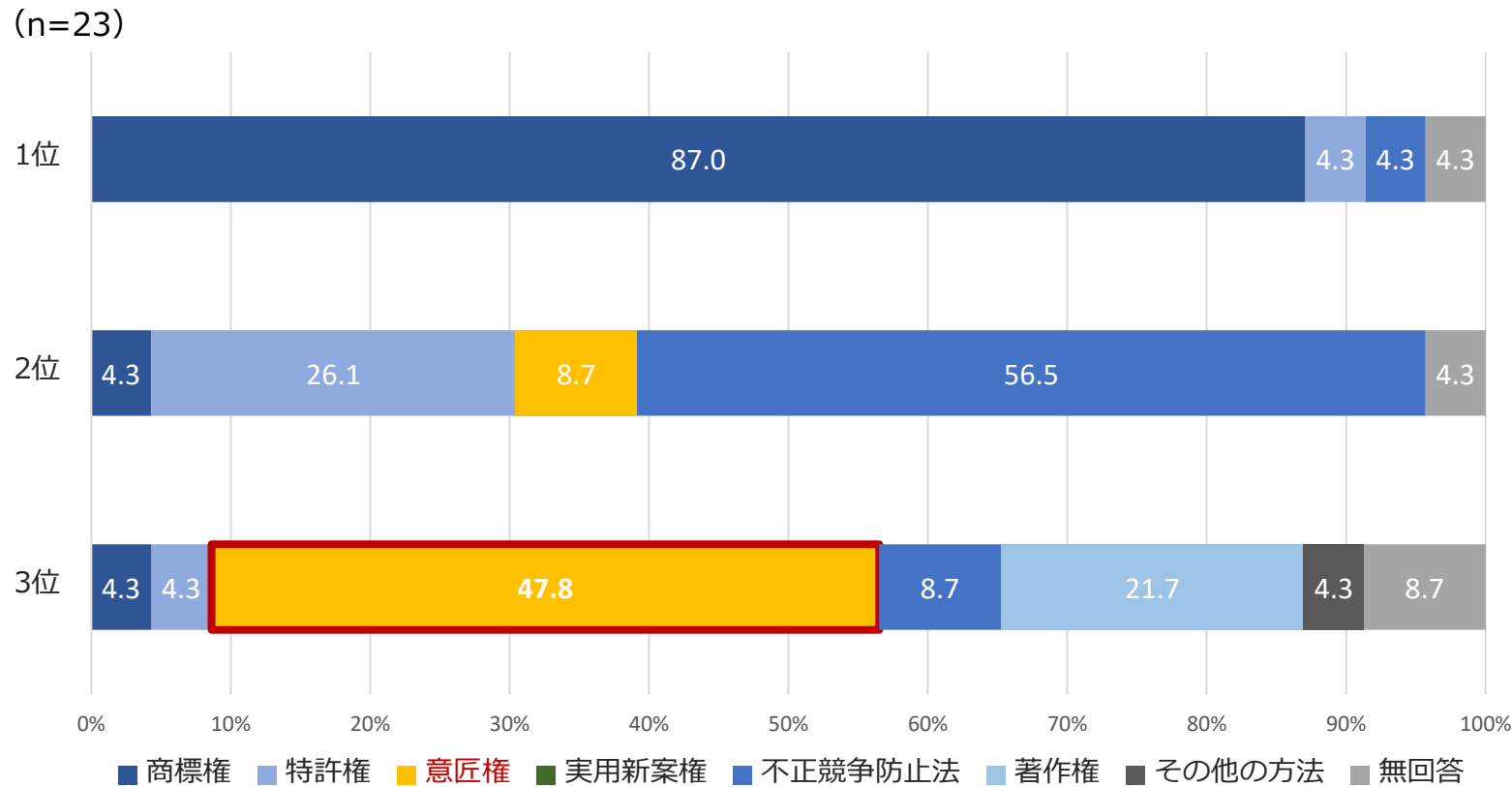
誤解3：意匠権はブランド保護には無関係

ブランド保護は
商標権で十分

意匠権では
ブランド保護は
できない

誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

Q. ブランドを保護するための手法のうち重視している知的財産権は？



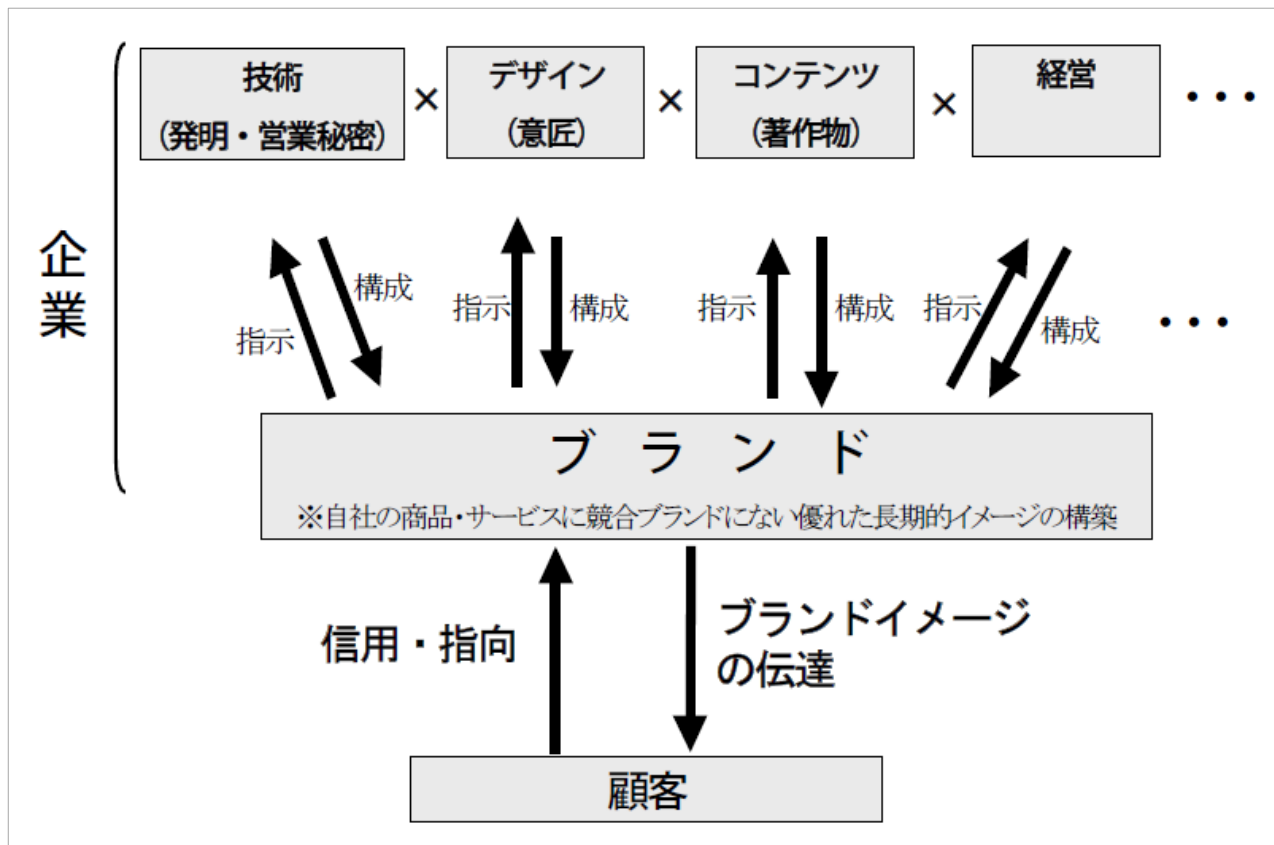
アンケート調査対象：グローバル企業30社に対して実施

(出典) 特許庁「平成23年度 商標出願動向調査報告書 企業のブランド構築に着目した 商標の出願・活用に関する状況調査」を基に作成

誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

開発される個々の技術やデザインが、ブランドイメージ構築の要素となっている。

ブランドの構成要素



(出典) 第1回商標制度小委員資料1 「ブランド戦略から見た商標制度の検討課題について」

誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

意匠登録事例

化粧品容器 / 株式会社資生堂

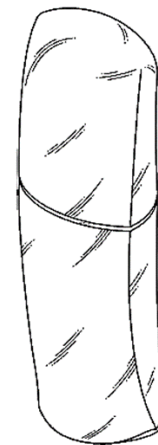
- 自社らしさが表れている製品の保護
- 製品デザインを保護していくことの積み重ねが、ひいては自社ブランドを支える大きな価値となる。



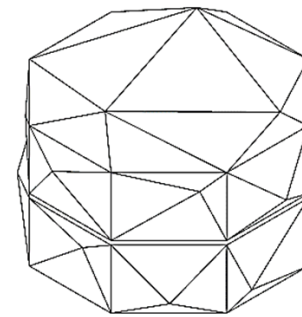
美容液「アルティミューン」



美容クリーム「ラ・クレーム」



包装用容器
登録第1509347号



包装用容器
登録第1535462号

誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

意匠登録事例

包装用箱 / 久光製薬株式会社

- 関連意匠制度を活用した共通する形状など（バリエーション）の保護

本意匠



包装用箱
登録第1528721号

関連意匠



包装用箱
登録第1532593号



包装用箱
登録第1532592号



包装用箱
登録第1532591号

誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

意匠権による模倣対策事例

- 意匠権は、機能がなかったり、外観のみを似せている粗悪な模倣品への対策に有効。
- デザインを保護することが、ブランドイメージの保護に繋がる。

機能性トップス「JYURYU」 / 株式会社ワコール

【真正品】



本意匠



意匠登録第1324024号

関連意匠



意匠登録第1324094号

特許権

意匠権



【模倣品】



機能性なし

誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

意匠権による模倣対策事例

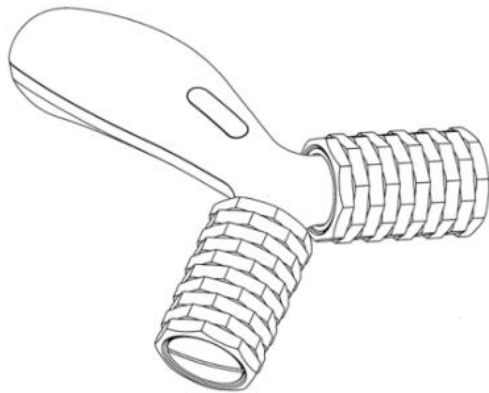
美容用ローラー「ReFa」／株式会社MTG

【真正品】



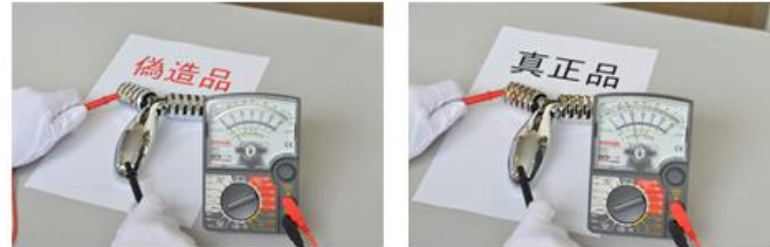
※写真は財務省ウェブサイト「平成22年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）」から引用

【登録意匠】



美容用ローラー
意匠登録第1387971号

偽装品はマイクロカレント(微弱電流)が流れない為、本来のプラチナ電子ローラー®ReFa(リファ)の機能を大きく欠いております。



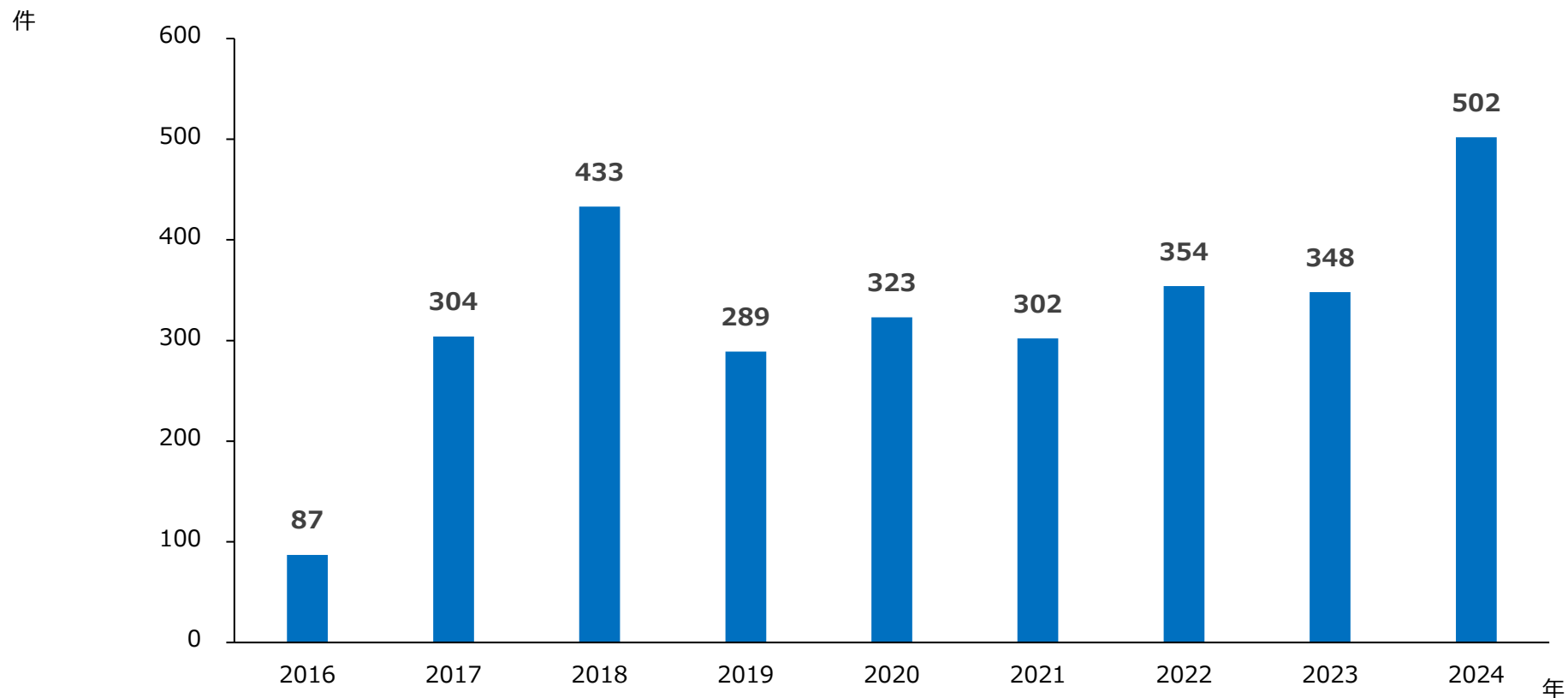
偽造品はマイクロカレント(微弱電流)が通電しておりません。

※記事はMTGニュースリリース「プラチナ電子ローラー「ReFa」に関する重要なお知らせ」から引用

- 外観のみを似せることは簡単のため、「微弱電流が流れない」、「内部に水が入る」といった粗悪な模倣品が多数流通。
- 税関に差止申立てを行い、2,000台以上の模倣品が日本各地の税関において廃棄。真正品の単価から考えて数千万円以上、抑止作用も含めるとそれ以上の効果を上げた。

誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

意匠権侵害物品の輸入差止実績（件数）

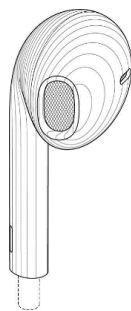


（出典）「令和6年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）」（令和7年3月7日財務省）等を基に特許庁作成

誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

意匠権に基づく輸入差止事例

登録意匠



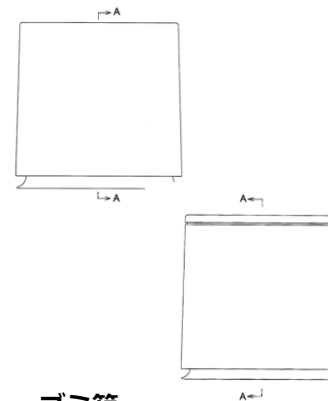
イヤホン
意匠登録第1477257号



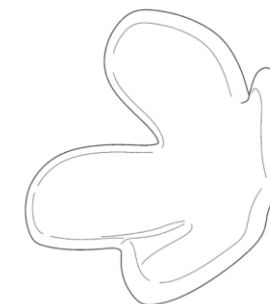
電子機器用コントローラ
意匠登録第1478936号



トレーニング器具
意匠登録第1651264号

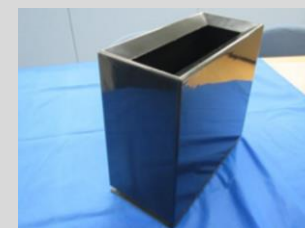


ゴミ箱
意匠登録第1339711号
意匠登録第1395811号



姿勢保持器具
意匠登録第意匠第1501464号

差止品



誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

- イノベーションの促進とブランド構築に資する優れた意匠を保護可能とすべく、令和元年に意匠法を抜本的に改正。

令和元年意匠法改正項目

令和2年4月1日施行済 【一段階目】	令和3年4月1日施行済 【二段階目】
<ul style="list-style-type: none">・ 保護対象の拡充 (画像、建築物、内装)・ 関連意匠制度の拡充・ 意匠権の存続期間の変更・ 創作非容易性の水準の明確化・ 組物の部分意匠の導入・ 間接侵害規定の拡充・ 損害賠償額算定方法の見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 複数意匠一括出願の導入・ 物品区分の扱いの見直し・ 手続救済規定の拡充

イノベーション・ブランド構築に資する
意匠法改正
— 令和元年改正 —

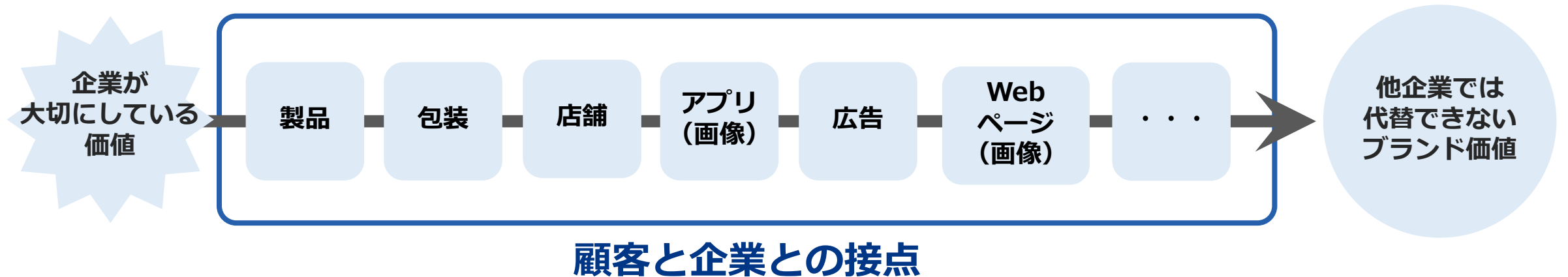
画像 建築物 内装

- 保護対象の拡充
- 関連意匠制度の拡充
- 意匠権の存続期間の変更
- 複数意匠一括出願の導入
- 物品区分の扱いの見直し
- 創作非容易性の水準の明確化
- 組物の部分意匠の導入
- 間接侵害規定の拡充
- 手続救済規定の拡充
- 損害賠償額算定方法の見直し

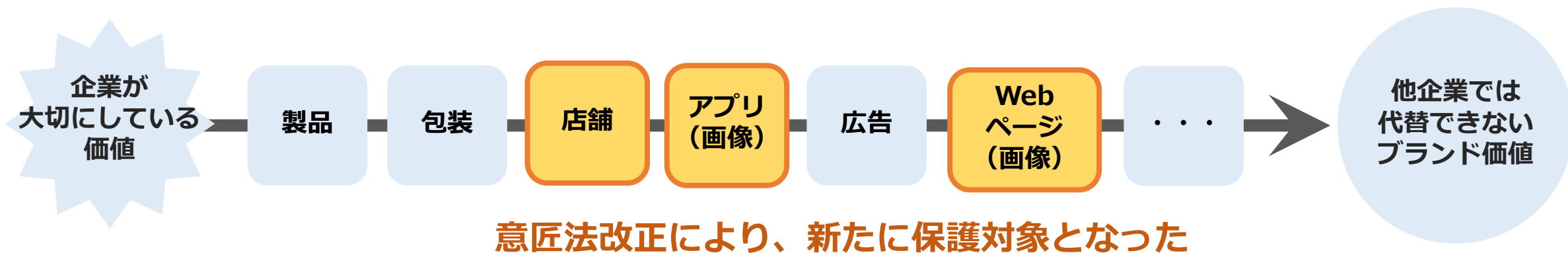
特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

- 顧客と企業とのあらゆる接点に、企業が大切にしている価値や実現しようとする意志を徹底させ、一貫したメッセージとして伝わるようにデザインする。



誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」



保護対象の拡充（建築物の内外装、画像）

建築物の外観・内装デザインの保護

(参考) ユニクロPARK 横浜ベイサイド店 (株式会社ファーストリテイリング提供) (参考) 蔦屋書店 (カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社提供)



※関係する意匠が登録されている



※関係する意匠が登録されている

物品に記録・表示されていない画像の保護

クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像



(参考) エリアマーカ―™ (株式会社小糸製作所提供)



※関係する意匠が登録されている

誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

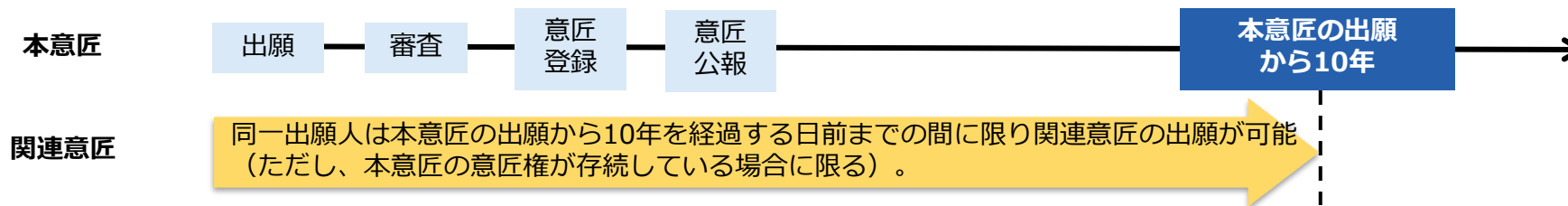
- 関連意匠制度によって、後継機種デザインも保護可能となった



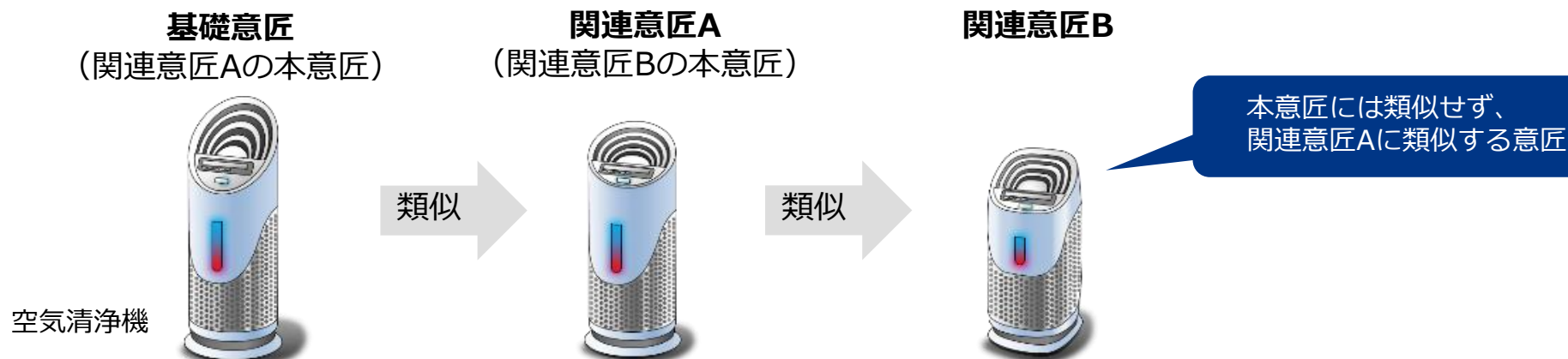
誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

- 関連意匠の出願可能期間が本意匠の出願から10年を経過する日前までとなった。
- 関連意匠にのみ類似する意匠（関連意匠B）についても、最初の本意匠（基礎意匠）の出願から10年を経過する日前までの出願であれば、登録を認めることとした。

関連意匠の出願可能時期の延長



関連意匠にのみ類似する意匠の登録容認



誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

The screenshot shows the Japanese Patent Office (JPO) website. The top navigation bar includes search options: '制度から探す' (Search by system), '目的から探す' (Search by purpose), and '利用者別に探す' (Search by user type). A 'はじめての方へ' (For first-time users) button is also present. Below this is a row of icons for various intellectual property rights: '特許' (Patent), '実用新案' (Utility Model), '意匠' (Design), '商標' (Trademark), '審判' (Appeal), '国際出願' (International Application), and '登録' (Registration). The '意匠' icon is highlighted.

The main content area on the left lists '知的財産権制度の概要' (Overview of Intellectual Property Rights System) and '初めてだったらここを読む〜意匠出願のいろは〜' (If you are a beginner, read here ~ Design Application ~). A red underline highlights '令和元年意匠法改正特設サイト' (Special Site for Design Law Amendment in Reiwa 1st Year). Other links include '意匠分類' (Design Classification), '基準・便覧・ガイドライン' (Standards, Glossary, Guidelines), '出願' (Application), '審査' (Examination), '審判' (Appeal), '登録' (Registration), and 'よくある質問' (Frequently Asked Questions).

The main content area on the right features a search bar with 'ENHANCED BY Google' and a '用語解説' (Glossary) button. Below the search bar is a navigation menu with 'ホーム' (Home), 'お知らせ' (Notice), '制度・手続' (System/Procedure), '支援情報・活用事例' (Support Information/Use Cases), '資料・統計' (Materials/Statistics), '特許庁について' (About JPO), and 'お問い合わせ Q&A' (Contact Us Q&A). The breadcrumb trail reads: 'ホーム > 制度・手続 > 意匠 > 制度概要 > 知的財産権制度の概要 > 令和元年意匠法改正特設サイト'.

The banner for the '令和元年意匠法改正特設サイト' (Special Site for Design Law Amendment in Reiwa 1st Year) features the text '特設サイト' (Special Site) and '令和元年 意匠法改正' (Design Law Amendment in Reiwa 1st Year). It includes a Venn diagram with 'Innovation' and 'Branding' overlapping, and three green circles labeled '画像' (Image), '建築' (Architecture), and '内装' (Interior). Below the banner, a note states: 'このページでは、令和元年意匠法改正(以下、「意匠法改正」)に関する情報について紹介します。' (On this page, we introduce information about the Design Law Amendment in Reiwa 1st Year (hereinafter referred to as 'Design Law Amendment').')

誤解3 「意匠権はブランド保護には無関係」

ブランドイメージを守るためには、
意匠権によって製品の外観を保護しておくことも効果的！

店舗の内装やアプリの
画像など
様々な顧客接点で
意匠法が活用可能

関連意匠制度によって
後継機種デザインも
保護可能

あまり知られていない？
意匠制度のこんなメリット

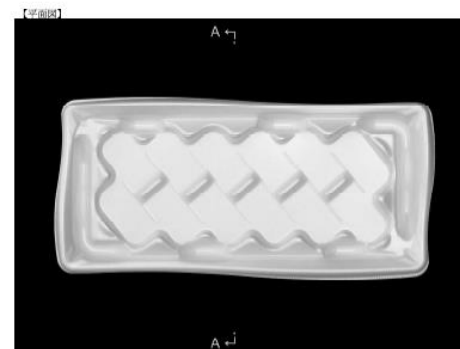
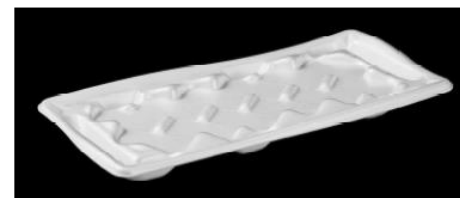


知っておきたい意匠制度のメリット（ノウハウ秘匿）

製造方法や製造工程を公開せずに権利を取得できる！

意匠公報の例（意匠登録第1425038号）

(10) 【発行国・地域】日本国特許庁（J P）
(45) 【発行日】平成23年10月11日（2011. 10. 11）
(12) 【公報種別】意匠公報（S）
(11) 【登録番号】意匠登録第1425038号（D1425038）
(24) 【登録日】平成23年9月9日（2011. 9. 9）
(54) 【意匠に係る物品】包装用容器
【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1415313号（D1415313）
【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1425034号（D1425034）、意匠登録第1425043号（D1425043）
(52) 【意匠分類】F 4-7140
(51) 【国際意匠分類（参考）】09-01、09-03、28-01
(21) 【出願番号】意願2011-956（D2011-956）
(22) 【出願日】平成23年1月19日（2011. 1. 19）
(72) 【制作者】
【氏名】和田 修
【住所又は居所】広島県福山市曙町1丁目12番15号 株式会社エフピコ内
(72) 【制作者】
【氏名】廣末 康弘
【住所又は居所】広島県福山市曙町1丁目12番15号 株式会社エフピコ内
(72) 【制作者】
【氏名】西岡 愛充
【住所又は居所】広島県福山市曙町1丁目12番15号 株式会社エフピコ内
(73) 【意匠権者】
【識別番号】000239138
【氏名又は名称】株式会社エフピコ
【氏名又は名称英語表記】FP CORPORATION
【住所又は居所】広島県福山市曙町1丁目12番15号
【住所又は居所英語表記】12-15, Akebonocho 1-chome, Fukuyama-shi, Hiroshima 721-0952 JAPAN
(74) 【代理人】
【識別番号】100074332
【弁理士】
【氏名又は名称】藤本 昇
(74) 【代理人】
【識別番号】100133673
【弁理士】
【氏名又は名称】野村 慎一
【審査官】重坂 舞
(56) 【参考文献】意登1325229 意登1397454 意登1408940
(55) 【意匠の説明】背面図は正面図と同一に、左側面図は右側面図と同一にあらわれる。



知っておきたい意匠制度のメリット（意匠の表現方法）

図面の代わりに写真や見本・ひな形（現物）で意匠を表現することもできる！

意匠の表現方法



●見本・ひな形による出願について

例えば、織物地・レース地、マスク、包装用袋など
図面や写真で表現することが難しいものなどに有効

＜提出可能な見本・ひな形＞

- (1)大きさは、縦26cm、横19cm、厚さが7mm以下のもの。ただし、薄い布地又は紙地の場合は、縦横それぞれ1m以下であり、7mm以下の厚さに折りたたんで所定の袋に収めることができれば提出できます。
- (2)こわれにくいもの、容易に変形・変質しないもの。（例えばガラス製品や食品は不可）
- (3)取扱い又は保存に不便でないもの。（例えば縫い針や刃物は不可）



図面作成不要のため、書類作成が簡単



出願に係る諸費用を抑えることも可能

知っておきたい意匠制度のメリット（コストとスピード）

- 意匠権を取得するために最低限必要な費用は24,500円（出願料16,000円＋登録料1年分8,500円）と、**初期費用が安価**
- 意匠審査は出願から最初の審査結果通知までの期間が**平均6.1か月**と、比較的短い

産業財産権関連料金一覧

	意匠	特許	商標
出願料	16,000円	14,000円	3,400円+(区分数×8,600円)
審査請求料	なし (全件審査)	138,000円+(4,000円×請求項数) ※2019.4.1以降の出願 ※減免措置あり	なし(全件審査)
特許料・登録料(／年)	1-3年目 8,500円 4-25年目 16,900円	1-3年目 4,300円+(300円×請求項数) 4-6年目 10,300円+(800円×請求項数) 7-9年目 24,800円+(1,900円×請求項数) 10-25年目 59,400円+(4,600円×請求項数) ※2004.4.1以降に審査請求をした出願 ※21～25年目は 延長登録の出願があった場合のみ ※減免措置あり	区分数×32,900円(10年分) ※5年分ごとに分割納付することも可能。その場合は区分数×17,200円／5年。 <更新登録料> 区分数×43,600円(10年分) ※5年分ごとに分割納付することも可能。その場合は区分数×22,800円／5年。

審査にかかる期間 2024年度実績

	意匠	特許	商標
一次審査通知までの期間(平均)	6.1月	9.1月	6.8月
権利化までの期間(平均)	6.8月	13.0月	7.8月

特許庁HP

「産業財産権関係料金一覧」

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>



本講義の振り返り：意匠権の「典型的な誤解」と「実際」

典型的な誤解

意匠権は
あまり使われていない

意匠権は
技術・機能とは無関係

意匠権は
ブランド保護とは無関係



実際

意匠権は
水面下で機能している

外観に特徴が表れる
「機能」と密接に結びついた
形状も保護できる

ブランドイメージを
保護するためには
意匠権で製品の外観を
保護することも効果的

本講義の振り返り：知っておきたい意匠制度のメリット

製造方法や製造工程を公開せずに権利を取得できる（ノウハウの秘匿）

- 願書に技術的説明や製造工程を記載する必要が無い

写真や見本で出願することもできる（意匠の表現方法）

- 意匠を写真や見本などで表すこともできるため、書類作成が簡単
- 出願に係る諸費用を抑えることも可能

比較的安価かつ早期に権利を取得することができる（コストとスピード）

- 意匠権を取得するために最低限必要な費用は24,500円
- 出願から最初の審査結果通知までの期間が平均6.1か月

(参考) 「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」

- 意匠制度初心者向けのガイドブック（冊子版・電子版あり）
- 4コマ漫画で分かる効果的な活用方法をはじめ、意匠制度の基本から出願手続の概要まで、1冊でご紹介！
- 初めて意匠制度に触れる方・意匠制度をより効果的に活用したい方、他の産業財産制度ほど意匠制度に精通していない方におすすめ



(参考) 「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」

- 意匠制度の概要と活用事例を紹介するガイド。特許庁HPにウェブ版（PDF）を掲載。
- 意匠権に期待される効果に着目し、大企業・中小企業・デザイナー・大学・研究機関等、様々な立場の意匠制度ユーザーの事例を紹介。
- 事例マトリクスでは、意匠権に期待される効果を類型化し、事例ごとに各ユーザーが意匠権のどのような効果に期待しているかを可視化。



事例マトリクス

Chapter 2 では、大企業、中小企業からデザイナー、大学・研究機関、弁護士まで、様々な立場の意匠制度ユーザーによる意匠制度活用事例（22事例）をご紹介します。

このページの「事例マトリクス」は、紹介する事例の中で、各ユーザーが、意匠権に期待する主な効果（*）に丸印を付けて整理したものです。意匠権に期待される効果や意匠制度ユーザーの属性などに応じて事例を探すのにご利用ください。

○ 意匠権に期待する効果（各事例ページでは薄い色のアイコンで表示）
● 事例の中で高まっている意匠権に期待する効果（各事例ページでは濃い色のアイコンで表示）

事例	企業名	事例概要	意匠権に期待する主な効果					
			対象者・対象物別	ビジネスを守る	ビジネスを発展させる	価値を活性化させる	意匠の特別性	IPを戦略的に活用する
1	株式会社資生堂	デザイン権の帰属会社がブランドを変える		○	●			
2	3A株式会社	海外の競合品、類似品を権利行使で減少	○	●				
3	TDI株式会社	海外の競合品侵害事件で勝訴、水産下で参入の準備	○	●				
4	株式会社ホンダアクセス	差別化デザイン権を競争優位に利用	○	●				
5	三菱電機株式会社	デザインが競争の中核となる製品は意匠権で確実に守る	○	●				
6	株式会社ワコール	知財権ミックスが商品価値に貢献	○	●				
7	アッシュコム株式会社	ビジネスの競争に意匠権を活用	○	●				
8	株式会社いのすアパレル	意匠権が競争優位性として活用	○	●				
9	WHILL株式会社	投資家からの資金調達時に意匠権を含む資産価値を証明	○	●				
10	Vintage Revival Productions	自ら模倣者にも警告、ニセモノの横行を防止	○	●				
11	株式会社エンシオ	独自の「IPD」で、スヒット商品を生み出す	○	●				
12	クローバー株式会社	国内外の競合品を排除、競争優位性の確保	○	●				
13	サモエ株式会社	本業で500名の労働者を雇用、意匠権が競争優位性を確保	○	●				
14	アパレル株式会社	競合品が先行販売を阻止	○	●				
15	富士通株式会社	意匠権と知財権の組み合わせで競争優位性を確保	○	●				
16	株式会社アイ・シー・アイデザイン研究所（創設者）	知財権ミックスを実現し、ライセンスビジネスに展開	○	●				
17	株式会社エム子（創設者）	知財権はデザインマネジメントの一環	○	●				
18	株式会社Emu design（創設者）	競合品が先行販売を阻止（成功例）	○	●				
19	国立研究開発法人産業技術総合研究所	半導体からロボットまで、知財権を軸にした研究開発を推進	○	●				
20	宇治国立女子美術大学	美術大学における全学的な知財教育の取り組み	○	●				
21	筑波大学大学院	学芸員の育成と研究、社会貢献につなげる	○	●				
22	社団法人日本意匠士会	知財士が競合品を権利行使で排除	○	●				



ありがとうございました

特許庁審査第一部 意匠課

